

令和3年5月28日

広島県商工会連合会会長 様
各商工会議所会頭 様
広島県中小企業家同友会筆頭代表理事 様
広島県中小企業団体中央会会長 様

新型コロナウイルス感染症広島県対策本部長
広島県知事 湯崎 英彦

「緊急事態宣言」の発出に伴う
新型コロナ感染拡大防止集中対策について（協力要請）

本県では、4月上旬からの感染の急拡大に対して、5月8日から集中的な感染拡大防止対策（5月16日からは緊急事態措置に基づく対策）に取り組んでいますが、感染者の新規報告者数は依然として高い水準にあるなど、予断を許さない状況が続いています。

そうした中、5月28日、本県に対して、新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「法」という。）に基づく「緊急事態宣言」の延長が決定されました。

本県の現時点における感染状況はステージⅣが継続しており、本県は危機的な状況にあります。一方、対策開始後の人出は徐々に減少してきており、対策継続による感染状況への効果の発現が期待されることから、外出半減、出勤者7割削減など県民・事業者の主体的な行動が欠かせません。

県民の健康・命を守り、社会経済活動への影響を最小限にとどめるため、引き続き、別紙のとおり、必要な緊急事態措置（県全域）を講じるとともに、県民・事業者と一丸となって集中的な感染拡大防止対策に取り組みます。

集中対策期間：令和3年5月8日（土）～6月20日（日）の44日間
（緊急事態措置期間は、令和3年5月16日（日）～6月20日（日））

事業者の皆様に対して、法第24条第9項等に基づき、飲食店等への休業又は時短の要請、大規模施設等への時短等の要請、イベント等の上限人数の設定等、出勤者数削減の取組状況の公表など取組促進を要請しております。（緊急事態宣言延長に伴い、施設の使用制限に関する6月1日の取り扱いが変更になっています。）

については、貴団体の構成員の皆様に対し、感染拡大防止の取組について御協力をいただきますよう、周知をお願いします。

なお、事業者の皆様へ感染拡大防止に向けた取組を呼びかけるリーフレットを作成しましたので、貴会員への周知にご活用ください。

[出勤者数削減の取組状況の公表・登録についてのお願い]

テレワーク等による出勤者数削減の取組状況については、自社ホームページ等への掲載や経済産業省の公表サイトへの登録をお願いしております。

登録に際して不明な点があれば、下記担当課にお問い合わせください。

経済産業省 出勤者数の削減に関する実施状況の公表・登録サイト

URL：<https://www.meti.go.jp/covid-19/attendance.html>

担当：商工労働局商工労働総務課 新型コロナウイルス感染症対策担当
電話：(082)513-3311 (082) 513-2846

（出勤者数削減の取組状況の公表・登録）
商工労働局働き方改革推進・働く女性応援課 (082) 513-3340